

## 環境緑化用樹木交付要綱

昭和50年10月2日

環境森林部環境森林課

(目的)

第1条 環境緑化活動を行う県内団体に対し、当該年度における宮崎県緑化木養成圃場緑化用樹木一覧表(様式第1号)に基づき、必要な樹木を交付するものとしその交付については、この要綱に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 施設 県又は市町村が管理する施設で環境森林課長(以下「課長」という。)が適当であると認めたものをいう。

(2) 学校等 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、保育所、幼稚園、認定こども園、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。

(交付の対象となる活動)

第3条 交付の対象となる活動は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設や学校等の緑化

(2) 緑化試験

(3) その他県民の緑化活動など課長が認める活動

(樹木の種類)

第4条 交付すべき樹木の種類については、宮崎県緑化木養成圃場で養成中のものとする。

(樹木の交付願)

第5条 樹木の交付を受けようとするものは、緑化用樹木の交付願(別記様式第2号)を課長に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 課長は前条の願があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定をするとともにその旨を別記様式第3号により通知するものとする。

2 課長は、前項の樹木の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、一定の条件を付すことができる。

(受領書の提出)

第7条 樹木の交付を受けたものは、直ちに課長へ緑化用樹木受領書(別記様式第4号)を提出するものとする。

(維持管理)

第8条 樹木の交付を受けたものは、当該樹木の植樹後における維持管理について万全を期するものとする。

附 則

この要綱は、昭和50年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。